平成２２年（フ）第６６３２号
大阪市北区西天満５丁目10番17号
破産者　株式会社ＧＥ総合研究所
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０３号
岡山市南区若葉町23番21―１号　グリーンハイツ若葉Ｂ103号
破産者　岡本　　茂
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７６号
岡山市北区上中野２丁目８番11号
破産者　株式会社近藤ステンレス
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９号
福岡県大川市大字中古賀698番地
破産者　有限会社ワカオ
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
秋田市広面字宮田35番地２
破産者　有限会社ナオキ商会電気部
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３８号
山形県上山市二日町９番３号
破産者　株式会社ヤマショウ美濃屋
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８１号
山形県天童市大字荒谷157番地、商業登記簿上の住所山形市双月町３丁目５番16号
破産者　佐藤不動産株式会社
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２５６号
神奈川県大和市中央５丁目２番31号
破産者　パワークルー株式会社
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９号
石川県小松市矢崎町甲43番地
破産者　株式会社ケージー・シー
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第６６号
兵庫県小野市来住町863番地の81
破産者　有限会社朝美建設
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第２７４号
福岡県久留米市諏訪野町2378番地３アーバンパレス諏訪野Ⅱ401号
破産者　有限会社パワーマーケットプロモーション
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第１９８号
北海道苫小牧市北光町４丁目13番７号　コーポM203号
破産者　伊藤　正彦
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１４６号
栃木県小山市神鳥谷５丁目４番９号　ウィルモアＢ―101号
破産者　本多　　敦
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３６５号
千葉県印西市木刈１丁目７番地10、開始決定時の住所千葉県佐倉市上座36番地７
破産者　佐藤　晃三
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４１号
千葉県四街道市栗山991―２、住民票上の住所千葉県四街道市四街道３丁目10番46―204号
破産者　宇都宮　孝
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４４号
千葉県富里市七栄650番地270　グランメールジュネス102
破産者　末永佐智子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４６号
千葉県四街道市めいわ５丁目３番３号
破産者　湯浅　晶仁
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４７号
千葉県四街道市和良比258番地３　コーポサンビレッジ106
破産者　岡田　　晃
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４８号
千葉県四街道市鹿放ケ丘598番地１
破産者　工藤貴美子
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３６０号
千葉県八街市朝日244番地２
破産者　石山　勝男
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３６１号
千葉県八街市朝日244番地２
破産者　石山トミ子
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３７５号
千葉県佐倉市西志津７丁目10番５号　201
破産者　新原　　晃
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１３２号
千葉県君津市郡１丁目14番39号
破産者　松本あや子
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４５８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4055番地１池田ビル501号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市春山町1177番地６
破産者　川崎　修一
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４６１号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番15―33号
破産者　谷山　勝子
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係